

東大阪市選挙公報配布業務に係る公募型プロポーザル  
実施要領

令和7年4月

東大阪市選挙管理委員会事務局

# 1 公募案件の概要

令和7年執行予定の参議院議員通常選挙において、選挙公報を市内全世帯へ配布するにあたり、東大阪市選挙公報配布業務に係る公募型プロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という)に基づき、ポスティングに関する手法や管理体制を有する事業者からの提案を公募し、東大阪市選挙公報配布業務における優先交渉事業者を選定するもの。案件の概要は以下の通りとする。

## 1-1. 案件概要

### (1) 業務名

東大阪市選挙公報配布業務

### (2) 委託金額の上限額

10,086,400円(消費税及び地方消費税額を含む)

※契約保証金については、地方自治法施行令(以下、「施行令」という)第167条の16第1項及び東大阪市財務規則(以下、「財務規則」という)第115条のとおり、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。なお、財務規則第117条第1号のとおり履行保証保険契約を締結した場合は免除とする。

### (3) 事業目的及び業務内容

資料2「東大阪市選挙公報配布業務仕様書」のとおり。

### (4) 委託契約期間

契約締結日～選挙期日から起算して約1ヶ月後まで。

※選挙期日の想定：令和7年7月20日(公示日：令和7年7月3日)。

※契約締結日については、令和7年6月中旬を予定。

## 1-2. 応募要件

本案件への応募資格者は、次に挙げる条件を全て満たす者とする。

### (1) ポスティング業務の知識と実績(選挙期日の前5年以内のもの)を有し、配布物や配布員の管理を適切に実施できる法人であること。

なお、実績については、様式第6号「業務実績調書」に記入し、提出すること。

また、応募は他の者と協同することも可とする。その場合、様式第3号「協力事業者概要調書」を提出すること。また、協力事業者についても、「1-2. 応募要件(3)～(9)」を満たし、「2-11. その他の留意事項」に留意させること。

なお、「2-10. 無効又は失格(6)～(11)」に該当した場合、審査結果の如何に関わらず無効又は失格とする。

### (2) 財務規則第86条及び第88条第2項に基づく令和7年度入札参加有資格者名簿に登

載されている者。

- (3) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく東大阪市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立て又は破産手続開始決定がされていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 東大阪市暴力団排除条例(平成 24 年東大阪市条例第 2 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定するその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条の規定に違反していないこと、又は提案事業者の事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反していないこと。

### 1 - 3. 事務局

本案件に係る事務は、以下に示す事務局が処理する。

**【東大阪市選挙公報配布業務委託事業者選定委員会事務局】**

東大阪市選挙管理委員会事務局 担当：後藤田

(住所) 東大阪市荒本北 1-1-1 東大阪市役所総合庁舎 16 階

(電話) 06-4309-3287

(e-mail) senkan@city.higashiosaka.lg.jp

## 2 公募手続き

公募手続き等は以下に示す通りとする。

### 2-1. 公募スケジュール

本案件のスケジュールは以下の通りとする。

項番	内容	日時
1	実施要領の公表 参加意思表明書類及び公募内容に関する質疑受付開始	令和7年4月11日(金) 午前10時
2	参加意思表明書類受付期限	令和7年4月22日(火) 午後5時
3	公募内容に関する質疑受付期限	令和7年4月25日(金) 午後5時
4	質疑への回答期限	令和7年5月7日(水) 午後5時
5	提案書・見積書提出期限	令和7年5月16日(金) 午後5時
6	プレゼンテーション実施	令和7年5月22日(木) ※予備日：5月23日(金)
7	結果通知	令和7年5月下旬

### 2-2. 公募手続きに係る様式

本案件に係る所定様式は以下の通りとする。

様式番号	名称
様式第1号	参加意思表明書
様式第2号	事業者概要書
様式第3号	協力事業者概要調書
様式第4号	誓約書 ※提案全般に係るもの
様式第5号	誓約書 ※暴力団排除に係るもの
様式第6号	業務実績調書

様式第 7 号	提案書
様式第 8 号	見積書
様式第 9 号	質問書
様式第 10 号	辞退届

## 2-3. 実施要領等の公表

本案件の「実施要領」、「提案に係る様式」、「評価項目及び配点」は、令和 7 年 4 月 11 日(金)午前 10 時より、東大阪市ウェブサイトにて公表する。

## 2-4. 参加意思表明書提出

### (1) 提出物

提出物は以下の通りとする。なお、提出部数は各 1 部とする。(☆印については、協力事業者も 1 部提出するものとする。)

- 様式第 1 号「参加意思表明書」(代表者印を押印)
- 様式第 2 号「事業者概要書」
- 様式第 3 号「協力事業者概要調書」(協力事業者がある場合のみ)
- 様式第 4 号「誓約書」(代表者印を押印、または代表者本人の自筆)
- ☆様式第 5 号「誓約書」(代表者印を押印、または代表者本人の自筆)
- 様式第 6 号「業務実績調書」

### (2) 提出方法

「2-1. 項番 2 参加意思表明書類受付期限」(土日祝日を除く)までに、上記書類を事務局へ持参により提出すること。(受付時間は午前 10 時から午後 5 時、ただし正午から午後 1 時の間を除く)なお、持参以外の手法では受け付けないものとする。

また、参加意思表明書提出後に参加を辞退する場合については、様式第 10 号「辞退届」を提出すること。

※来庁日時を電話、メール等により事前に事務局と調整すること。

## 2-5. 公募内容に関する質疑応答

### (1) 質疑の方法

質問については、様式第 9 号「質問書」に必要事項を記載し、「2-1. 項番 3 公募内容に関する質疑受付期限」までに事務局へメールにて提出すること。メールの件名は【プロポーザル質問書(法人名)】とすること。電話、FAX 及び口頭による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳禁とする。

## (2) 質疑への回答

期限までに受け付けた質疑に対する回答は、参加意思表示を行ったすべての事業者へ、「2-1. 項番4 質疑への回答期限」までに事務局よりメールにて回答書を送付する。なお、送付先は様式第1号「参加意思表示書」に記載された担当者のメールアドレスとする。

## 2-6. 提案書・見積書提出

### (1) 提出物

提出物は以下のとおりとする。

#### ○様式第7号「提案書」

正本(代表者印が押印された紙原本)：1部

副本(法人名が記載されていない紙原本)：6部

#### ○様式第8号「見積書」及び見積内訳書

正本(代表者印が押印された紙原本)：1部

### (2) 提案書・見積書の様式

#### ○提案書

提案書は、A4版縦サイズ横書きとする。

印刷は両面印刷としページ番号を付すこと。文字サイズは10ポイント以上で作成すること。

なお、提案書の構成は、様式第7号「提案書」に掲げる項目ごとに作成すること。

提案書を記載するにあたり、本市の求める仕様に関し、どのような手法・管理体制で実施するのかについて具体的に記述すること。

#### ○見積書

様式第8号「見積書」に見積金額(税込)の総額を記入し、提出すること。

なお、見積内訳書について、任意の様式にて別途提出すること。(“一式”など一括金額を計上する方法で中身が見えない記載方法としないこと)

### (3) 提出方法

「2-1. 項番5 提案書・見積書提出期限」(土日祝日を除く)までに、上記書類を事務局へ持参により提出すること。(受付時間は午前10時から午後5時、ただし正午から午後1時の間を除く)

※来庁日時を電話、メール等により事前に事務局と調整すること。

## 2-7. プレゼンテーション

プレゼンテーションは以下の内容にて実施する。

(1) 日時：令和7年5月22日(木)

※提案事業者が多数の場合は5月23日(金)と2日間に分けて行う。

※日時に係る連絡は、メールにて行うものとする。なお、送付先は、様式第1号「参加意思表明書」に記載された担当者のメールアドレスとする。

(2) 場所：東大阪市役所本庁舎16階 委員会室(北会議室)

(3) 時間：以下の内訳で30分程度とする。

・プレゼンテーション(15分以内)

・質疑応答(15分程度)

(4) 留意事項

○当日の説明者(立会い者含む)は4名以内とする。

○プレゼンテーションにおいては、提案事業者自らの法人名称を称すること及びロゴマークを表示することを一切禁ずる。プレゼンテーションにおいて使用する各提案事業者の呼称は事務局にて設定し、別途通知する。

○プレゼンテーションで説明する内容は、提案書において提示したもの及びその他補足であること。

○プレゼンテーションを実施する際、説明用の追加補助資料の配布は認めない。

○プレゼンテーションの順番は、提案書提出順の降順とする。

## 2-8. 審査の方法

東大阪市選挙公報配布業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という)にて以下の通り優先交渉事業者の選定を行う。なお、選定委員会は非公開とする。

(1) 提出された書類及びプレゼンテーションを選定委員会で評価し、評価項目に基づき、総合得点(選定委員全員の評価項目の合計点)が最高得点の者を優先交渉事業者として選定する。

(2) 総合得点と同点の者が複数であった場合は、見積価格の低い者を優先交渉事業者とする。

(3) 総合得点と同点であり、かつ、見積価格が同額の者が複数であった場合は、くじ引きにより優先交渉順位を決定する。

(4) 最高得点の者が契約を締結しない場合、得点第二位の者を優先交渉事業者とする。

(5) 提案事業者が1者であっても選定を実施する。

(6) 提案事業者の総合得点が評価項目に示す合格最低基準点を超えない場合、失格とする。ただし、全ての提案事業者が合格最低基準点を満たさない場合、選定委員の過半数の同意をもって、上記(1)～(5)の選定方法により、優先交渉事業者を選定す

ることができる。

- (7) 提案等に関する評価の基準は、資料1「評価項目及び配点」の通り定める。

## 2-9. 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉事業者の選定後、辞退者を除く全提案事業者に文書にて通知する。また、各提案事業者の点数(選定委員の採点の合計点)及び優先交渉事業者の名称を東大阪市ウェブサイトにて公表する。

なお、審査に関する問い合わせには一切応じないものとする。

## 2-10. 無効又は失格

以下に示す事項に該当した場合、審査結果の如何に関わらず無効又は失格とする。

- (1) 応募資格の無い者が参加意思表示を行った場合
- (2) 受付期間外に参加意思表示が行われた場合
- (3) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (4) 他社の提案の協力事業者となっている者が参加意思表示を行った場合
- (5) プレゼンテーションに不参加又は遅刻をした場合
- (6) 提出書類に不足又は虚偽の内容があった場合
- (7) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 本実施要領に記載する事項に違反した場合
- (10) その他、選挙管理委員会事務局があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (11) 上記に定めるもののほか、選定委員会が失格であると認めた場合

## 2-11. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語(専門用語等についての英語表記は可)及び日本国通貨に限定する。
- (2) 提案事業者が本案件につき提出できる提案書は1件のみとする。
- (3) 本提案依頼に対して提出される全ての資料の所有権(著作権ではない。)は、本市に帰属するものとする。
- (4) 提案書など提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
- (5) 提出期限後の提出書類について、受理後の加筆、修正及び差替えは認めない。
- (6) 本市から得た資料・情報等を他に流用・提供することは固く禁ずる。
- (7) 提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (8) 提案事業者から提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。

(9) 本プロポーザル及び業務遂行にあたり、法令等を遵守すること。

### **3 契約に関する基本的事項**

優先交渉事業者決定後の契約に関する基本的事項は以下の通りとする。

#### **3-1. 優先交渉事業者との協議**

優先交渉事業者による提案内容を基に本市と優先交渉事業者との間で協議を行い、業務内容を確定したうえ、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は次点の事業者と協議を行うものとする。

#### **3-2. 契約金額**

契約金額については優先交渉事業者が提出する経費見積書に基づいて決定する。

また、委託料の支払いにあたっては、配布実績に応じて契約金額の増減を行うことはしないものとするが、業務を遂行する中で重大な瑕疵があった等の事由により、業務実績に応じて変更契約を締結する場合がある。その際は、減額変更後の委託料を支払うものとする。